

救急医療情報連携プラットフォーム プライバシーポリシー

基本方針

厚生労働省医政局地域医療計画課の「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」委託事業者(以下、「救急医療情報連携 PF 管理者」という)は、消防機関(救急隊)が医療機関に搬送する患者の個人情報を含む情報(以下「搬送患者情報」という)の重要性を認識し、個人情報に関する法令及び業界ガイドライン等を遵守し、本プライバシーポリシー(以下「本ポリシー」という。)に従って、搬送患者情報の管理等を適正に行います。

本プライバシーポリシーの適用範囲

本ポリシーは、当サイト(emergencymedicine-infopf ドメイン)においてのみ適用されます。

当サイトに登録される搬送患者情報、管理等の目的及び登録方法

当サイトに登録される搬送患者情報と、管理等の目的、及び登録方法は以下の通りです。救急医療情報連携 PF 管理者は消防機関(救急隊)及び医療機関の救急搬送に関する各種業務の遂行を達成するため、適正かつ公正な手段によって当サイトに登録される搬送患者情報を管理等します。

当サイトに登録される 搬送患者情報	管理等の目的	登録方法
性別、年代、搬送患者の個人情報を含む画像、主訴・その他既往歴等、バイタルサイン(意識レベル、呼吸、脈拍、血圧、体温、SpO2)、出勤場所等	消防機関(救急隊)及び医療機関による救急患者の搬送先医療機関選定に関する各種業務の遂行	消防機関(救急隊)による当サイトへの登録
氏名、生年月日	医療機関による救急患者受入後の各種業務の遂行	

当サイトに登録される搬送患者情報の管理

救急医療情報連携 PF 管理者は、個人情報に関する法令・業界ガイドラインなどを遵守するとともに、当サイトに登録される搬送患者情報の取扱いについて細心の注意を払います。また、当サイトに登録される搬送患者情報に関して不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えいなどが起こらないように、適切な管理を実施いたします。

なお救急医療情報連携 PF 管理者は、消防機関(救急隊)及び医療機関が搬送患者情報を共有するためのシステムを提供、管理しており、システム不具合対応等のために必要不可欠な場合を除いて救急医療情報連携 PF 管理者が当サイトに登録される搬送患者情報を閲覧することはありません。

当サイトに登録される搬送患者情報の保管期間

救急医療情報連携 PF 管理者は、消防機関(救急隊)によって当サイトに登録される搬送患者情報について、前項に定める管理等の目的を達成するために必要最低限の保管期間を定めた上で、当該期間においてのみ当サイトに登録される搬送患者情報を保存し、期間経過後、遅滞なく当サイトに登録される搬送患者情報を削除します。

第三者提供

救急医療情報連携 PF 管理者は、当サイトに登録される搬送患者情報を第三者に提供することはありません。ただし、消防機関(救急隊)及び医療機関が前項で規定する管理等の目的を達成するため、以下に該当する場合は当サイトに登録される搬送患者情報を第三者に提供することがあります。

1. 法令に基づく場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
3. 国及び地方公共団体並びにその委託を受けた第三者の業務遂行に協力する場合
4. 個人情報保護法の定めに基づき共同利用する場合
5. 前各号に定めるほか、社会通念上必要と判断した場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

開示、訂正等の手続きについて

当サイトに登録される搬送患者情報の開示、訂正等を希望される場合、または当サイトに登録される搬送患者情報の取扱いについてのご質問がある場合は、次のお問合せ窓口までお問い合わせください。状況をお伺いしたうえで、合理的な期間及び範囲で対応します。ただし、ご本人または第三者の生命、健康、財産等を害するおそれがある場合、救急医療情報連携 PF 管理者の運用に著しい支障を生じる場合、あるいはその他法令に違反することになる場合は、その全部または一部のご請求に応じられないことがあります。

当サイトに登録される搬送患者情報の取扱いに関する連絡先

当サイトに登録される搬送患者情報の取扱いに関する窓口は以下の通りです。

「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」委託事業者
emergencymedicine-infopf@tohmatsumi.co.jp

本ポリシーの改定及びその方法

救急医療情報連携 PF 管理者は、本ポリシーに記載した当サイトに登録される搬送患者情報の管理等の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合に、本ポリシーを改定する場合があります。本ポリシーに重要な変更があった場合には、変更の少なくとも 1 週間前までに、所定の方法(当サイトにおける公表等)によりお知らせいたします。